

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2016年4月19日

人民銀行・銀監会、新消費分野に対する金融支援を強化 新エネルギー自動車・中古車のローン頭金比率最低基準を引き下げ

中国人民銀行と中国銀行業監督管理委員会は2016年3月24日付で、「新たな消費分野に対する金融支援拡大に関する指導意見」（銀発[2016]92号、以下「指導意見」）を公布しました。

指導意見は、新たな消費重点分野に対する金融支援強化を通じて消費を牽引し、経済発展の新たな原動力を形成することを目的としており、新エネルギー自動車・中古車のローン頭金比率最低基準引き下げや新消費重点分野への金融支援拡大等が挙げられています。なお、指導意見における各種具体的施策については、今後、関連規定の公布並びに改定を確認する必要があります。

1. 指導意見の概要

	概要
消費金融組織体系の積極的育成及び発展	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門的消費金融組織の発展推進 ■ 金融機関拠点配置の最適化
消費貸付管理モデル及び商品創造革新の推進加速	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費貸付管理モデルの最適化 ■ 消費貸付商品の創造革新の加速 ■ 自動車金融会社（中国語：汽車金融公司）の業務・商品の創造革新奨励
新消費重点分野に対する金融支援の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 養老・家政・健康消費の支援 ■ 情報及びネットワーク消費の支援 ■ グリーン消費の支援 ■ 旅行レジャー消費の支援 ■ 教育・文化・スポーツ消費の支援 ■ 農村消費の支援
消費金融の発展環境の改善・最適化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費金融機関の多元的融資チャネルの拡大 ■ 支払サービスの改良 ■ 金融消費者権益の保護

SMBC NEWS



2. 新エネルギー自動車・中古車のローン頭金比率最低基準引き下げ

指導意見第8条では、《自動車ローン管理弁法》^(※)を改訂し、新エネルギー自動車・中古車のローン頭金比率最低基準を引き下げ、個人向け自動車ローン業務を取り扱う金融機関が、最低基準の範囲内で頭金比率を自ら設定できるとしています。特に、中古車ローンの頭金比率最低基準は、従来の50%から30%に引き下げられ、中国における中古車市場発展の一助となることが期待されています。

<個人向け自動車ローン頭金比率最低基準>

	ローン頭金比率最低基準 (%)	
	従来 ^(※)	指導意見
新車	20	20
新エネルギー自動車	20	15
中古車	50	30

※ 《自動車ローン管理弁法》
(中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会令[2004]第2号、2004年10月1日施行)

なお、国務院弁公庁が発表した《中古車取引の利便化促進に関する若干の意見》(国弁発[2016]13号、2016年3月14日公布)でも、「自動車産業は国民経済において重要な戦略性をもつ支柱となる産業であり、安定成長・消費拡大の重要分野」とし、中古車取引促進に関する各種政策を掲げており、その中でも中古車ローンの頭金比率を引き下げることとされています。

3. 自動車金融会社による自動車購入付加商品融資業務を許可

指導意見第5条では、自動車金融会社に対して、自動車購入ローン(またはファイナンスリース)を提供と同時に、購入車両に付属する付加商品及びサービスを対象とする融資提供も許可としています。

<自動車購入付加商品融資業務の対象例>

<ul style="list-style-type: none"> ■ 物理的な付属設備 ✓ カーナビ ✓ 外観フィルム ✓ 充電ステーション 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無形付加商品・サービス ✓ 車両の品質保証延長 ✓ 車両保険
--	--

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

4. 消費金融機関の融資チャネル拡大

指導意見第12条では、消費金融機関の融資チャネル拡大のために以下の施策を挙げています。

- 自動車金融会社や消费金融会社等が金融債を発行することを奨励し、債券発行手順を簡素化する。
(詳細は未発表)
- 条件を満たす自動車金融会社や消费金融会社がコールローン市場を通じて流動性を補充することを奨励する。
- 個人自動車・消費・クレジットカード等の小売類ローン貸付資産証券化を強力に発展させる。

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海方都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区慶春路118号 嘉德広場23楼/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX：86-(411)-3905-8599